

包括的暴力防止プログラム（CVPPP） インストラクター制度ガイドブック

一般社団法人 日本こころの安全とケア学会
CVPPP 研修管理委員会

包括的暴力防止プログラム（CVPPP）インストラクターの概要

一般社団法人日本こころの安全とケア学会（以下、本学会）において、包括的暴力防止プログラム（以下 CVPPP）インストラクターの質の向上を目的にインストラクター制度を設置する。

1. CVPPP インストラクター

CVPPP の理念・知識・技術を所属施設内外に広く普及させることのできる資質・能力を有することができる者であり、本学会の基準に基づき、審査に合格し、本学会理事会による CVPPP インストラクターの認定を受けた者をいう。

CVPPP インストラクターは、所属施設のみならず他施設の受講生を対象に包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程第 2 条に定める(1)～(4)の研修を行い、CVPPP の普及を図ることができる。

2. CVPPP インストラクターの責務

- (1) 所属施設のみならず他施設の受講生を対象に包括的暴力防止プログラム（CVPPP）研修規程第 2 条に定める(1)～(4)の研修を行い、CVPPP の普及を図る。
- (2) 臨床の場を通じて、CVPPP の普及を図る。
- (3) CVPPP の理念・技術・知識を臨床の場で活用する。
- (4) 当事者、専門職者などすべての人のこころの安全を守ることのできるエビデンスに基づいた研究を行う。
- (5) 当事者、専門職者などすべての人のこころの安全を守ることのできる環境及び提供されるケアの質の向上を図る。

3. CVPPP インストラクターの心得

- (1) CVPPP はどのような時でも当事者を第一に考え守るものでなければならない。身体介入の際には当事者に最大限の敬意を払い、最も不利益が少ない方法でケアを行わなければならない。
- (2) 学会が規定する目的、方法から外れた方法で CVPPP を伝えてはならない。
- (3) 臨床の場においては、研修で行った手技・技術以外のことをしてはならない。
- (4) CVPPP インストラクターとしての立場を私的な利益の追求のために行ってはならない。
- (5) 臨床の場で CVPPP の技術を用いる際には意図的に改変してはならない。
- (6) CVPPP の信頼を失墜させるような言動を行ってはならない。
- (7) 臨床の場や研修の場において性的発言や不誠実な言動の他、当事者のみならず職務上かかわるあらゆる人を不快にするような言動を行ってはならない。

4. CVPPP インストラクターに必要な能力（ここでの『能力』とは、CVPPP インストラクターとして備わっている必要のあるもの）

- (1) CVPPP の理念・技術・知識を有し、伝達することができる（理念・技術・知識・伝達力）
- (2) CVPPP の理念をもとに、正確な技術・知識を活用し、臨床において実践できる（実践力）
- (3) CVPPP インストラクターとして、また優れた臨床の実践家として、研修参加者とともに考えることができる（ファシリテート力）
- (4) CVPPP に関する研修を企画、運営、実施、評価できる（実行力）

5. CVPPP インストラクターに求められる資質（ここでの『資質』とは、専門職・人として備わっている必要があるもの）

- (1) 当事者を中心にした考え方ができること（理念）
- (2) 常に研究的な思考をもって実践できること（思考力）
- (3) 誠実であること（誠実さ）
- (4) 継続的に学習していくことができること（継続力）
- (5) CVPPP を学習、実践、普及していく熱意があること（熱意）

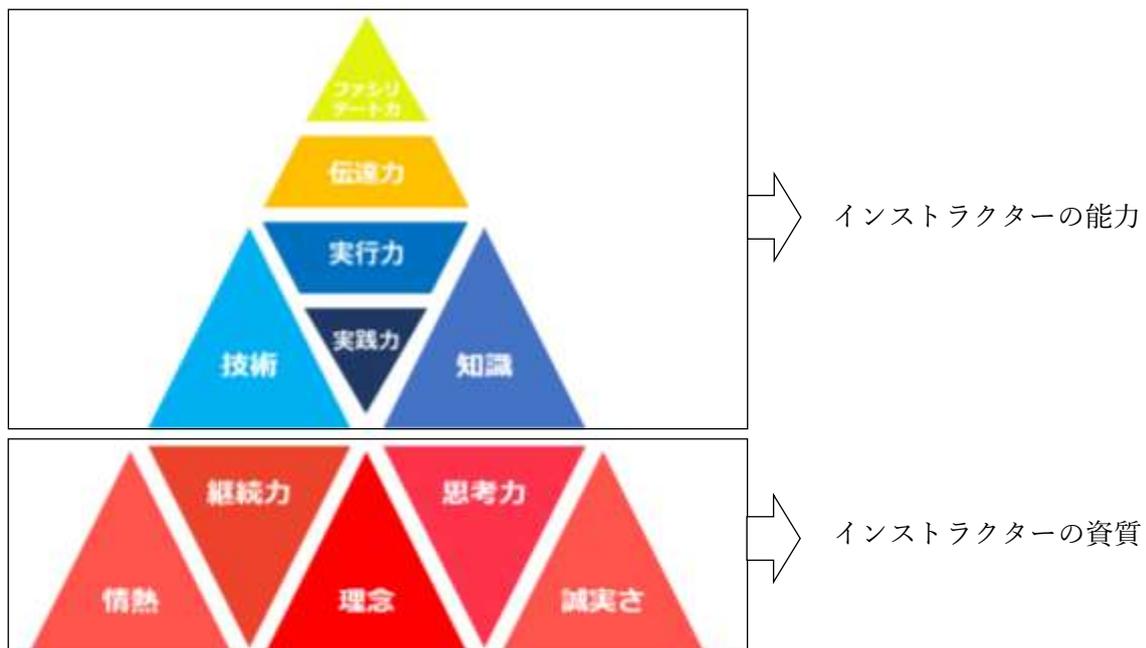
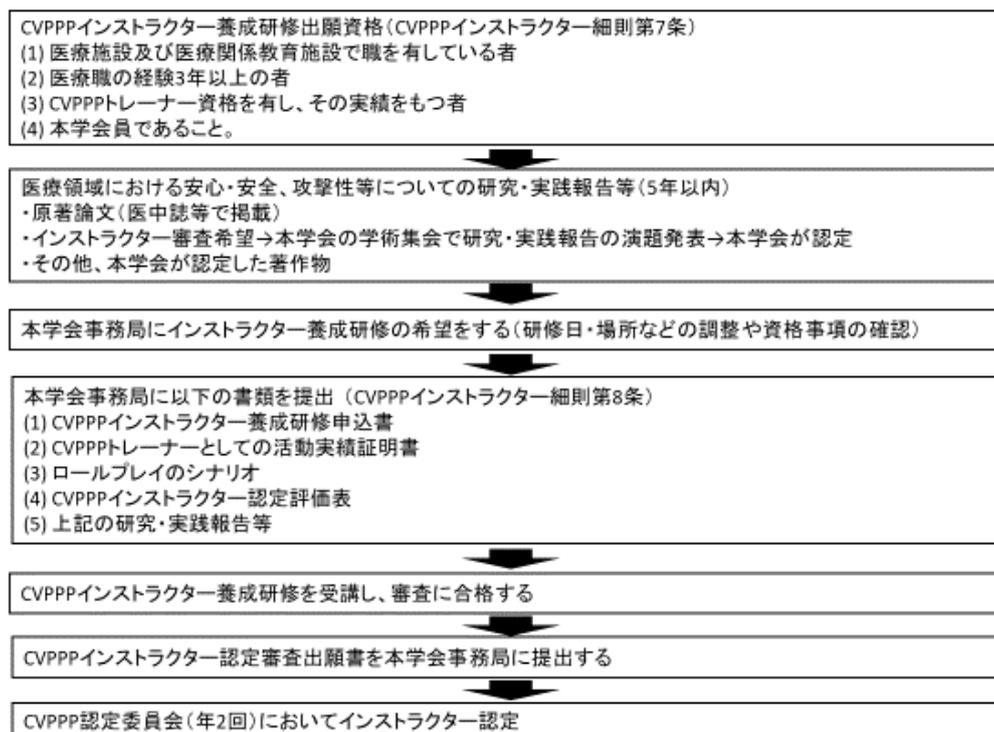


図1 CVPPP インストラクターの資質と能力

6. CVPPP インストラクター認定審査

CVPPP インストラクターの審査においては、包括的暴力防止プログラム（CVPPP）インストラクターの概要の「4. CVPPP インストラクターに必要な能力」「5. CVPPP インストラクターに求められる資質」を審査するものとする。CVPPP インストラクターの認定までは、CVPPP インストラクター養成研修出願資格（インストラクター細則第7条）を持ち5年間以内に発表・発行された医療領域における安心・安全、攻撃性等についての研究・実践報告等（インストラクター細則第8条（5）参照）を提出の上、CVPPP インストラクター養成研修の審査に合格、その後の CVPPP インストラクター認定審査出願書（様式5）を提出し CVPPP 認定委員会（年2回）においてインストラクター認定審査に合格したものが CVPPP インストラクターとして認定される。（図2 参照）

図2 CVPPP インストラクター認定までの流れ



7. CVPPP インストラクター養成研修

主に精神科医療領域の現場やその他退院を支援する施設などにおいて発生する攻撃・暴力のある当事者に対して、寄り添うケアを行いながら暴力に支援者として関わるという理念に基づいた知識・技術や伝達方法の審査と CVPPP インストラクター細則に定める資質・能力を高めることを目的とする。

8. CVPPP インストラクター養成研修出願資格 (インストラクター細則第7条参照)

CVPPP インストラクター養成研修出願資格者は、以下の(1)～(4)のすべてを満たすものとする。

- (1) 精神医療保健福祉に携わる支援者及び医療関係教育施設で職を有している者
- (2) 医療職の経験3年以上の者
- (3) CVPPP トレーナー資格を有し、CVPPP トレーナー養成研修においてトレーナーとして活動した実績を持つ者
- (4) 本学会員であること。

9. CVPPP インストラクター養成研修申込書類 (インストラクター細則第8条参照)

CVPPP インストラクター養成研修出願者は以下に定める書類を本学会事務局に提出し、包括的暴力防止プログラム (CVPPP) 研修規程第2条(2)に定める CVPPP インストラクター養成研修での資格審査を受けるものとする。

- (1) CVPPP インストラクター養成研修申込書 (様式1)
- (2) CVPPP トレーナーとしての活動実績証明書 (様式2)
- (3) CVPPP インストラクター養成研修評価表 (様式3)
- (4) 5年間以内に発表・発行された医療領域における安心・安全、攻撃性等についての研究・実践報告等とそれを証明するもの。ただし、研究・実践報告等は以下の項目を満たすものとする。ただし、研究・

実践報告等は主研究者 1 名と共同研究者 1 名のみとする。

イ 学術雑等に掲載された研究論文・実践報告であり本学会が認定した物

ロ 本学会の学術集会で研究・実践報告の演題発表をし、その内容が CVPPP インストラクターの資格としてふさわしいと本学会が認定した物

ハ 本学会が認定した著作物

※ CVPPP インストラクター養成研修が Web 開催となる場合は、技術等に関する審査が困難となるため、代わりに推薦者（CVPPP トレーナー養成研修を一緒に行ったことのある CVPPP インストラクター）が審査を行い、推薦者が事前に本学会事務局に様式 4 を提出するものとする。

9. CVPPP インストラクター認定審査点数配分

CVPPP インストラクター認定審査においては、以下の点数配分（表 1 参照）とする。

表 1 CVPPP インストラクター認定審査点数配分表

CVPPPインストラクターに求められる資質		インストラクター養成研修				インストラクター認定審査（認定委員会）			合計
		観察	面接	ロールプレイ	配点	研究	書類	配点	
(1) 当事者を中心にした考え方ができること	理念	○	○		13				13
(2) 常に研究的な思考をもって実践できること	思考力					○		10	10
(3) 誠実であること	誠実さ	○	○		5				5
(4) 継続的に学習していくことができること	継続力		○		3		○	3	6
(5) CVPPPを学習、実践、普及していく熱意があること	熱意	○	○		3		○	5	8

CVPPPインストラクターに必要な能力

(1)CVPPPの理念・技術・知識を有し、伝達することができる	理念・技術・知識	○	○	○	22	○		5	27
	伝達力	○			14				14
(2) CVPPPの理念をもとに、正確な技術・知識を活用し、臨床において実践できる	実践力	○	○	○	5		○	5	10
(3) CVPPPインストラクターとして、また優れた臨床の実践家として、研修参加者とともに考えることができる	ファシリテート力								
(4) CVPPPに関する研修を企画、運営、実施、評価できる	実行力	○			5		○	2	7

※ インストラクター認定審査点数配分表について

- ・ インストラクター養成研修の審査方法は、①観察、②面接、③ロールプレイとする。
- ・ 認定委員会のインストラクター認定審査での審査方法は、①研究、②提出書類とする。
- ・ インストラクター養成研修審査配点 70 点の 6 割である 42 点以上を合格とする。合格（42 点以上）した者のみ認定委員会のインストラクター認定審査に進むことができるものとする。
- ・ 認定委員会のインストラクター認定審査配点は 30 点であり、インストラクター養成研修審査点数との合計点数 60 点以上（100 点満点中の 60 点以上）で合格とする。
- ・ インストラクターに必要な能力の「(3)CVPPP インストラクターとして、また優れた臨床の実践家として、研修参加者とともに考えることができる。（ファシリテート力）」については、CVPPP インストラクター養成研修において養成するため、CVPPP インストラクター認定審査配点外とする。

10. CVPPP インストラクター養成研修点数配分

CVPPP インストラクター養成研修の審査においては、以下の点数配分（表 2 参照）とする。

表 2 CVPPP インストラクター養成研修点数配分表

		資質				能力			配点
		理念	誠実さ	継続力	熱意	技術・知識	伝達力	実践力	
1	リスクアセスメントを説明することができる	1				2			3
2	ディエスカレーションを説明することができる	1				2			3
3	ブレイクアウェイの手技を行うことができる					5			5
4	ブレイクアウェイの解剖学的な効果要素及びポイントについて説明することができる	1				1	1		3
5	ブレイクアウェイを当事者の立場から説明することができる	1				1	1		3
6	チームテクニクスの手技を行うことができる					5			5
7	チームテクニクスの解剖学的な効果要素及びポイントについて説明ができる	1				1	1		3
8	チームテクニクスを当事者の立場から説明することができる	1				1	1		3
9	振り返り・報告を説明することができる					1	1		2
10	CVPPPの理念について説明することができる	2				1	2		5
11	CVPPPを包括的にとらえて説明することができる					2			2
12	当事者を一義的に考えることができる	4	1						5
13	受講生と良好な関係を築くことができる		2						2
14	受講生の考えを促進できるような声かけができる						2		2
15	受講生に当事者の思いを気づかせるような声かけができる	1					2		3
16	受講生の良い点に気づき褒めることができる						2		2
17	受講生を配慮した声かけを行うことができる		2						2
18	積極的に研修に参加することができる				3				3
19	振り返り時に受講生の評価を行うことができる							5	5
20	継続的に学習していくことができる			1					1
21	CVPPPの理念・技術・知識を活用し、臨床において実践できる						5		5
22	CVPPP以外にも幅広い知識を有しており、研修において活用することができる			2			1		3

※ CVPPP インストラクター養成研修点数配分について

- ・CVPPP インストラクター養成研修受講者は、事前に 1～22 の項目について『自己評価』を行い、本学会に提出する。
- ・インストラクター養成研修の審査は、本学会理事 2 名以上で行うものとする。
- ・インストラクター養成研修審査配点 70 点の 6 割である 42 点を合格とする。合格した者のみ認定委員会のインストラクター認定審査に進むことができるものとする。
- ・Web 研修となる場合は、表 2 の 1,2,4,5,7,8,9,10,11,12,14,15,22 の項目（配点 40 点）について審査するものとする。表 2 の 3,6,13,16,17,18,19,20,21 の項目（配点 30 点）については研修において審査することが困難となるため、代わりに推薦者（CVPPP トレーナー養成研修を一緒に行ったことのある CVPPP インストラクター）が審査を行い、推薦者が事前に本学会事務局に様式 4 を提出するものとする。

11. CVPPP インストラクター認定審査

- (1) インストラクター養成研修審査に合格をし、CVPPP インストラクター認定審査を出願する者は、CVPPP インストラクター認定審査出願書を本学会事務局に提出をする。
- (2) CVPPP インストラクター認定審査代として、10,000 円を本学会事務局に納めること。
- (3) 本学会理事会の CVPPP インストラクター認定審査に合格し、本学会にインストラクター登録をした者を CVPPP インストラクターとして認定する。
- (4) CVPPP インストラクター資格の有効期間は交付の日より 5 年間とする。

12. CVPPP インストラクター更新制度

- (1) CVPPP インストラクターの能力・資質の保持を目的に更新制度を設ける。
- (2) 認定を受けた CVPPP インストラクターは、交付の日より 5 年ごとにこれを更新しなければならない。
- (3) 認定更新の申請は、認定有効期間満了の日の 6 ヶ月前から行うことができる。認定更新の申請については、対象者に通知するものとする。
- (4) 認定更新代として、10,000 円を本学会事務局に納めること。
- (5) 所定の日限までに更新手続を行えなかった者は、CVPPP インストラクター資格失効後 1 年以内に理由を付して本学会事務局に届出を行ない、認定委員会の承認を得た上で失効の次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。

13. CVPPP インストラクター更新資格対象者

- (1) 本学会員であること
- (2) 認定期間中に CVPPP トレーナー養成研修に CVPPP インストラクターとして参加したことがあること。
- (3) 認定期間中に CVPPP インストラクターフォローアップ研修を受講していること
- (4) 認定期間中に学術集会への参加をすること
- (5) (1)～(4)以外に本学会が別に認めた者

14. CVPPP インストラクター更新出願書類

認定の更新を受けようとする者は、CVPPP インストラクター養成の有効期限 5 年の満了に伴い、以下に定める書類を本学会事務局に提出しなければならない。

- (1) 認定更新出願書
- (2) 5 年間のインストラクター実績報告書

15. CVPPP インストラクター資格喪失

CVPPP インストラクターは、以下の項目に該当する時は、本学会理事会の決定においてその認定の資格を喪失する。

- (1) 認定を更新しなかった時
- (2) 本学会を退会した時
- (3) 倫理的或いは社会的規範に反する行為をした時

様式編

CVPPP インストラクター制度に関する書類を提示しています。

必要に応じてコピーをして使用してください。

会員用ホームページからダウンロードすることもできます。

(様式1)

() 年度 包括的暴力防止プログラムインストラクター養成研修受講申込書

研修期間	年 月 日～ 月 日		
所属施設名（正式名）			
所属施設連絡先	住所 〒 — Tel : FAX : E-mail :		
(ふりがな) 氏名	(ふりがな)		
生年月日	西暦 年 月 日生 () 歳		
職種（役職）			
経験年数	年（精神科経験年数 年）		
現在勤務する病棟	一般精神 ・ 急性期 ・ 老人 ・ 重心 ・ アディクション 思春期 ・ 医療観察法 ・ その他（ ）		
学会会員番号			
CVPPP トレーナー資格 取得年月日		CVPPP トレーナー養成 研修受講施設	
研究タイトル			
研究掲載雑誌			
本学会学術集会発表年			

・研究が原著論文の場合は、研究掲載雑誌（学会誌であれば第〇回、〇巻、〇号なども記載）を記載して下さい。

・本学会の学術集会で演題発表をし、その後本学会が認定した研究の方は学術集会発表年度を記載してください。

推薦者氏名	
推薦者学会会員番号	
推薦者所属施設名	
推薦者メールアドレス	E-mail :

(様式 1)

CVPPP インストラクター養成研修を受講した動機を記載してください

インストラクター資格を取得後どのような活動を行っていきたいか記載してください

臨床の中で CVPPP を活用した事例を詳細に記載してください。(攻撃性が増した当事者に対してどのようなケアを行い、その中でどのような学びを得たのかなど)

(様式 2)

CVPPP トレーナーとしての活動実績証明書

以下に、活動の実績を報告します。

インストラクター養成研修受講者 氏名 _____

以下に、活動の実績を報告します。

活動実績は、施設内研修の活動実績及び研究等の実績を記載してください。

CVPPP ステップアップ研修に参加したことのある方は、CVPPP ステップアップ研修参加証明証書のコピーも添付してください。

年月日	活動内容

記載日 年 月 日

(様式 3)

インストラクター養成研修評価表

インストラクター養成研修受講者 氏名 _____

CVPPP インストラクター養成研修前に『自己評価』欄に下記の1~5までの自己評価を記載してください。

1: 不十分 2: どちらかという和不十分 3: 普通 4: どちらかというとできる 5: 十分にできる

※ 評価点数の欄は、本学会で記載いたしますので空欄で提出してください。

		自己評価	評価点数
1	リスクアセスメントを説明することができる		/3
2	ディエスカレーションを説明することができる		/3
3	ブレイクアウェイの手技を行うことができる		/5
4	ブレイクアウェイの解剖学的な効果要素及びポイントについて説明することができる		/3
5	ブレイクアウェイを当事者の立場から説明することができる		/3
6	チームテクニクスの手技を行うことができる		/5
7	チームテクニクスの解剖学的な効果要素及びポイントについて説明ができる		/3
8	チームテクニクスを当事者の立場から説明することができる		/3
9	振り返り・報告を説明することができる		/2
10	CVPPP の理念について説明することができる		/5
11	CVPPP を包括的にとらえて説明することができる		/2
12	当事者を一義的に考えることができる		/5
13	受講生と良好な関係を築くことができる		/2
14	受講生の考えを促進できるような声かけができる		/2
15	受講生に当事者の思いを気づかせるような声かけができる		/3
16	受講生の良い点に気づき褒めることができる		/2
17	受講生を配慮した声かけを行うことができる		/2
18	積極的に研修に参加することができる		/3
19	振り返り時に受講生の評価を行うことができる		/5
20	継続的に学習していくことができる		/1
21	CVPPP の理念・技術・知識を活用し、臨床において実践できる		/5
22	CVPPP 以外にも幅広い知識を有しており、研修において活用することができる		/3
評価点数			/70

審査者記載欄

年 月 日

審査者氏名: _____

審査者氏名: _____

(様式 4)

インストラクター養成研修推薦者用評価表

インストラクター養成研修受講者 氏名 _____

上記のインストラクター養成研修受講者の以下の9つの項目について、評価点数の欄に推薦者としての評価点数を記載してください。各項目の評価点数の右に記載されている点数が項目の満点とします。

例：ブレイクアウェイの手技を行うことができる 3/5 ☞ 5点満点中3点という意味

	評価点数
ブレイクアウェイの手技を行うことができる	/5
チームテクニクスの手技を行うことができる	/5
受講生と良好な関係を築くことができる	/2
受講生の良い点に気づき褒めることができる	/2
受講生を配慮した声かけを行うことができる	/2
積極的に研修に参加することができる	/3
振り返り時に受講生の評価を行うことができる	/5
継続的に学習していくことができる	/1
CVPPPの理念・技術・知識を活用し、臨床において実践できる	/5
合計評価点数（30点満点）	点

上記のインストラクター養成研修受講者は、インストラクター養成研修受講要件を充たしており、上記のような能力・資質を持っていると評価しますので、ここに推薦いたします。

推薦者氏名	
推薦者学会会員番号	
推薦者所属施設名	
推薦者所属施設連絡先	住所 〒 _____ Tel : FAX : E-mail :

(様式 5)

CVPPP インストラクター認定審査出願書

日本こころの安全とケア学会会長殿

私は、包括的暴力防止プログラムインストラクター認定を申請いたします。

写真

フリガナ 出願者		男・女	生年月日	
免許証	免許の種類	登録年月日		登録番号
学会会員番号				
学歴	年 月	高校(以上)	学科	卒
職歴	年 月	施設名	診療科専門	
所属施設	施設名	役職		
	施設住所	Tel		
Fax				
自宅	現住所	Tel		
		Fax		

学会受付日 年 月 日受付

日本こころの安全とケア学会事務局

印

日本こころの安全とケア学会会長

印